

## 公立大学法人青森県立保健大学第四期中期目標（案）について

### 1 趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 25 条及び第 78 条の規定により、法人の設立団体である県は、6 年間の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標を策定し、法人に対して指示することとされている。また、策定に当たっては、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることとされている。

今年度は、第三期中期目標期間（令和 2～7 年度）の最終年度であることから、第四期中期目標（令和 8～13 年度）を策定することとしており、第四期中期目標（案）について、本評価委員会において意見をいただくものである。

なお、法第 78 条第 3 項により、あらかじめ、法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならないとされており、第四期中期目標（案）については、法人との所要の手続きを経ているものである。

### 2 第四期中期目標（案）のポイント

本県は、保健・医療・福祉人材の不足、ヘルスリテラシーの向上や健康的な生活習慣の実践など、様々な課題を抱えており、県が各種施策を展開している中、法人においても、県と方向性を共有しながら青森県の発展に貢献するとともに、県が設立した教育研究機関としてより一層県民の負託と期待に応えていくことを中期目標の考え方として示すこととした。

#### 【変更の概要】

- (1) 前文において、これまでの法人の取組や青森県を取り巻く状況を整理し、これらを踏まえ、上記の考え方を記載。
- (2) 大学に期待する役割として、「青森県の保健・医療・福祉の現場で活躍する専門人材を輩出する大学」、「青森県の健康課題に県と共に取り組む地域のシンクタンク」を挙げた。
- (3) 青森県に必要な人材の輩出に関する目標として、「所得向上・労働力確保に向けた実践プログラム」の目標（県内看護系学校の県内就職率 80.0%）を踏まえて、取組を進めることを追加。
- (4) 教育DXの推進に関する内容を追加。
- (5) 多様性・社会的包摂に関する内容を追加。

#### （参考）今後のスケジュール

時 期	内 容
令和 7 年 9 月 22 日	第 3 回評価委員会 第四期中期目標（案）について意見聴取
10 月上旬～	議案作成
11 月下旬	議会へ議案提出
12 月上旬	第四期中期目標を法人へ指示 法人において第四期中期計画（案）を作成
令和 8 年 1 月	第 4 回評価委員会 第四期中期計画（案）について意見聴取
2 月	第四期中期計画の認可